

# 償却資産(固定資産税)の 申告はお済みですか？

## 申告は1月31日まで

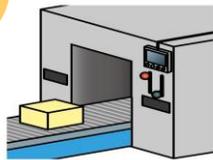
※土・日・祝日の場合は次の平日

**Q1** 償却資産の対象になるものは何ですか？

**A** 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。 ※車両（自動車税、軽自動車税が課税されるもの）は含まれません。

### 償却資産の対象となるもの（例）

#### 製造業



- ・プレス機
  - ・金型
  - ・梱包機
  - ・製造設備
- など

#### 理容業 ・ 美容業



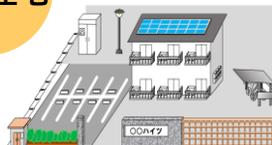
- ・理・美容椅子
  - ・洗面設備
  - ・タオル蒸し器
  - ・サインポール
- など

#### 小売店



- ・商品陳列ケース
  - ・冷蔵庫
  - ・自動販売機
  - ・冷蔵ストッカー
- など

#### 共同住宅



- ・駐車場舗装
  - ・植栽
  - ・太陽光発電設備
  - ・フェンス
- など

**Q2** 申告はどのようにすればよいですか？

**A** 当市からお送りする申告書または電子申告（eLTAX）を利用して申告してください。

\* 申告書をお持ちでない方（電子申告(eLTAX)を利用されない方）は  
当市HPから申告書をダウンロードしてください。

\* 過去に申告された方には原則として当市から申告書を送付します。

**償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります！**

※未申告には過料が、虚偽申告には懲役または罰金が科せられることがあります。

# 固定資産税(償却資産)の申告は、 電子申告(eLTAX)が大変便利!!



## eLTAXを利用するとこんなに便利!

- ✓市役所に出向く必要がありません。また、郵送料も不要です。
- ✓複数の地方公共団体にまとめて一度に送信できます。
- ✓無料ソフトのPCdesk(DL版)のほか、eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトで作成した申告データをご利用いただけます。

### ステップ1

eLTAXホームページ(PCdesk(WEB版))で、利用者IDを取得します。  
※ すでに利用者IDをお持ちの場合は、スキップしてください。

### ステップ2

PCdeskからeLTAX対応ソフト(無料)をダウンロードします。

### ステップ3

申告データを作成します。  
【申告区分】○増加資産／減少資産申告    ○修正増加資産／減少資産申告  
                  ○全資産申告(電算処理分)    ○修正全資産申告(電算処理分)

### ステップ4

電子証明書を使って、電子署名を行います。  
※ 税理士に依頼されている場合は、納税者の電子証明書は不要です。

### ステップ5

申告データを送信してください。

## 問い合わせ先

大和高田市 税務課 税務グループ (固定資産税担当)

〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4

☎ 0745-22-1101 (内線2242・2244)

## ※ 過年度の申告について

- ・ 一度も申告書を出したことがない方については、過去の申告書の提出も必要となります(最大5年間)。
- ・ 過年度の申告において、申告漏れ等が新たに判明した場合は、問い合わせ先までご連絡ください。